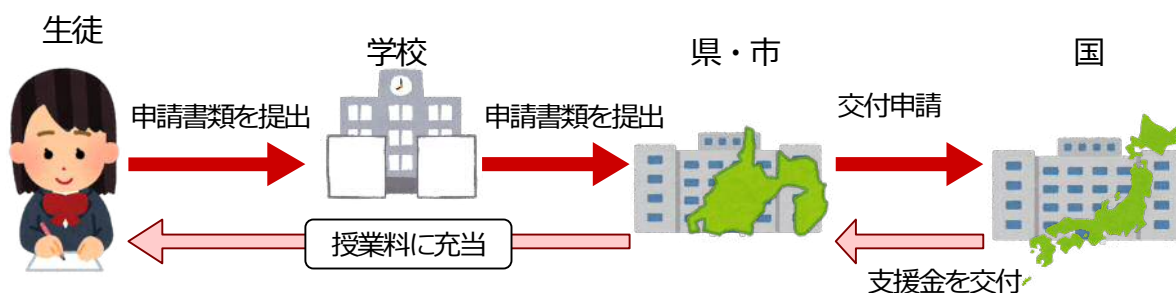


1 高等学校等就学支援金

◎ 「高等学校等就学支援金」とは

授業料に充てるための、返済の必要のない支援金です。家庭の収入状況によりますが、申請をすることによって、公立高校の授業料相当（例：全日制課程 月額 9,900 円・年額 11 万 8,800 円）が支給されます。ただし、生徒や保護者が直接受け取るのではなく、県・市が受け取り、授業料に充当されます。



区分	保護者等の市町村民税所得割と道府県民税所得割の合算額	
	50万7,000円未満の場合	50万7,000円以上の場合
授業料の取扱い	申請をして認定されれば、授業料はいただきません。	授業料をお支払いいただきます。

※ 支給対象となる・ならないにかかわらず、申請書は全員提出する必要があります。

※ 平成30年度9月現在。今後制度が改正される場合があります。



対象となる年収の目安は
 家族構成が父・母・高校生(16歳以上)1人・中学生1人で保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合で、年収910万円程度未満です。 ※あくまで目安であり、被扶養者の人数や各種控除等によって変わります。年収だけで判断せず、必ず課税証明書等で保護者の**市町村民税所得割と道府県民税所得割の合算額を確認**してください！

◎ 「高等学校等就学支援金」により充当される授業料の金額

課程	年額 (平成30年度)
全日制	118,800 円
定時制 (学年制)	32,400 円
定時制 (単位制)	52,200 円 (30 単位履修の場合)
通信制	10,080 円 (30 単位履修の場合)